

北海道人権配慮企業登録・紹介制度 がスタートしました!(R5.2~)

9

「北海道人権配慮企業登録・紹介制度」とは

北海道人権施策推進基本方針に掲げる12分野に関連する 人権配慮の取組を行われている道内企業等を登録し、道が HP等で紹介することにより、人権への配慮が企業の評価 や信頼性を高めることへの理解を広げていく制度です。

「北海道人権施策推進基本方針」について

道では、道民一人一人が**互いの個性や人格、多様性を尊重**しながら、**助け合い、支え合って暮らしていくことができる地域社会の実現**に向けて、この基本方針を定め、**様々な主体の参画と協働**のもとに取組を進めています。

【12の人権分野】

女性

子ども

高齢者

<mark>障がいの</mark> ある人 アイヌの 人たち

外国人

HIV・バンセン病 等の 感染者等

犯罪 被害者等

犯罪を した人等 性的 マイノリティ インターネット による 人権侵害

その他

この基本方針は、SDGsの趣旨にも対応するものです。企業等の皆様方には、 SDGsを入口に、本制度への登録をご検討いただくことができます(裏面参照)。

SDGs(Sustainable Development Goals / 持続可能な開発目標) とは

SDGsとは持続可能な社会の実現のため、2030年までの目標を国連が定めたものです。 17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓っています。





北海道人権配慮企業登録・紹介制度の概要

※ 制度の詳しい内容は、道HPをご参照ください。

◆ 登録対象者

北海道内に事業所があり、**道内**において事業活動を行う**企業等**(法人、団体又は個人事業主)

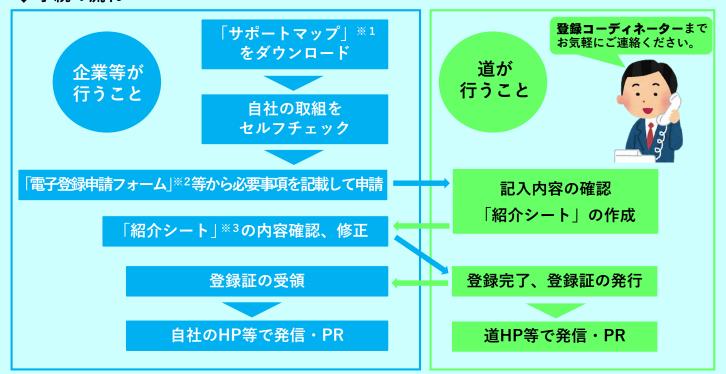
◆ 登録要件

基本方針に掲げる12分野の中から、**1分野以上で人権を尊重した取組**を行っていること。

◆ 登録の有効期間

登録の日から**3年間**。更新をする場合は、有効期間満了の日までに更新申請を行うこと。 登録期間中の内容変更も可能。

◆ 手続の流れ





お問い合わせ:登録コーディネーター連絡窓口(北海道環境生活部くらし安全局道民生活課)

TEL:011-206-6148 (直通) / E-mail:kansei.dousei@pref.hokkaido.lg.jp